

各務原市がん検診及び健康診査実施要綱

(平成26年5月8日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活習慣病等の早期発見及び早期治療の促進を図り、もって市民の健康の増進に寄与するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定等に基づき行う検診及び健康診査（以下「検診等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(検診等の種類)

第2条 検診等の種類は、肺がん・結核検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診、骨粗^{しょう}鬆症検診、健康診査及びヤング健診とする。

(検診等の実施)

第3条 市長は、検診等の実施を一般社団法人各務原市医師会若しくは一般社団法人各務原市歯科医師会又は医療機関に委託することができる。

2 検診等は、別表に掲げる方法により実施するものとする。

(対象者)

第4条 検診等の対象者は、各務原市内に住所を有する者のうち、次の各号に定める検診等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 肺がん・結核検診 当該検診を受診する年度の末日現在（以下「年度末現在」という。）において40歳以上の者
- (2) 乳がん検診 年度末現在において40歳以上の者
- (3) 胃がん検診 年度末現在において50歳以上の者
- (4) 子宮がん検診 年度末現在において20歳以上の者
- (5) 大腸がん検診 年度末現在において40歳以上の者
- (6) 前立腺がん検診 年度末現在において50歳以上の者
- (7) 肝炎ウイルス検診 年度末現在において40歳以上の者で、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けていないもの
- (8) 歯周病検診 当該検診を受診する前年度の末日現在において20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者
- (9) 骨粗鬆症検診 当該検診を受診する前年度の末日現在において40歳、45歳、

50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者

(10) 健康診査 年度末現在において40歳以上の者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者であるもの

(11) ヤング健診 年度末現在において19歳以上39歳以下の者

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認める者は、前項各号の検診等を受診することができるものとする。

3 検診等を受けることができる回数は、市長が別に定める。

（自己負担金の支払）

第5条 検診等を受診する者は、当該検診等に係る費用の一部（以下「自己負担金」という。）を、受診の際に検診等を実施する医療機関に支払わなければならない。

2 自己負担金の額は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法の規定による被保護者にあつては、自己負担金を免除するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検診等の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の第4条第1項第8号の規定にかかわらず、平成26年12月31日から平成27年3月31日までの間に31歳、36歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳及び71歳に達した者は、平成27年度に限り、同号に規定する歯周疾患検診の対象者とする。

附 則（平成28年3月31日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日決裁）

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附 則（平成30年5月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年5月15日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和４年５月１６日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和５年４月１１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和６年４月１９日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和７年４月４日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第３条、第５条関係）

検診等の種類		自己負担金の額	方法
乳がん検診		１，５００円	集団方式 又は個別方式
肺がん・結核検診	胸部エックス線検査（特定健診又はすこやか健診と同時に受診する場合）	５００円（年度末現在において６５歳以上の者については無料）	
	胸部エックス線検査（上記以外の場合）	１，０００円（年度末現在において６５歳以上の者については無料）	
	喀痰細胞診	１，０００円	
子宮がん検診	頸部検診	１，０００円（年度末現在において２５歳の者については無料）	個別方式
	頸部及び体部検診	１，５００円（年度末現在において２５歳の者については５００円）	
胃がん検診	胃部エックス線検査	１，５００円	
	胃内視鏡検査	２，５００円	
大腸がん検診	特定健診又はすこやか健診と同時に受診する場合	無料	
	上記以外の場合	５００円	
前立腺がん検診	特定健診若しくはすこやか健診又は肝炎ウイルス検診と同時に受診する場合	５００円	
	上記以外の場合	１，０００円	
肝炎ウイルス検診		５００円	
歯周病検診		３００円	
骨粗鬆症検診		７００円	
健康診査		無料	
ヤング健診		５００円	

備考 この表において、特定健診及びすこやか健診とは、高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和５７年法律第８０号）第１８条第１項に規定する特定健康診査をいう。